

実施要綱 北海道 のむシリカ電力 従量電灯C

この別紙は次の地域に適用します。

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金=再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、または、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)もしくは(3)に定める算定方法に準じるものとします。

ホ) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	413 円 82 銭
---------------------	------------

(b) 電力量料金

～120kWh	35 円 33 銭
120kWh～280kWh	41 円 56 銭
280kWh～	45 円 24 銭

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和7年11月1日から実施いたします。